



税務行政のDX関連施策のご紹介



令和7年11月
仙台湾税局



国税庁におけるDXへの取組

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー

(令和5年6月23日改定)

税務行政の将来像

税務手続の
あるべき姿の
実現

日常使い慣れた
デジタルツール
から簡便に手続
できる環境構築



あらゆる税務手続が
税務署に行かずに
できる社会

納税者の利便性の向上
＜“納税者目線”の徹底＞

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

申請等の簡便化／
自己情報のオンライン確認

検索性向上／相談の高度化

課税・徴収事務の効率化・高度化
＜“データの活用”の徹底＞

課税・徴収の効率化・高度化
（AI・データ分析の活用）
（オンラインツール等の活用）

関係機関への照会等のデジタル化

税務データの学術研究目的活用

※「課税・徴収事務」以外の税務データ活用

組織としての
パフォーマンスを
最大化

特に必要性の高い
分野や悪質な事案等
に重点化



租税回避

富裕層の適正課税

消費税の適正課税

大口・悪質事案

事業者のデジタル化促進

デジタル関係施策の
周知・広報

他省庁との連携・協力

関係団体等との
連携・協力

「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

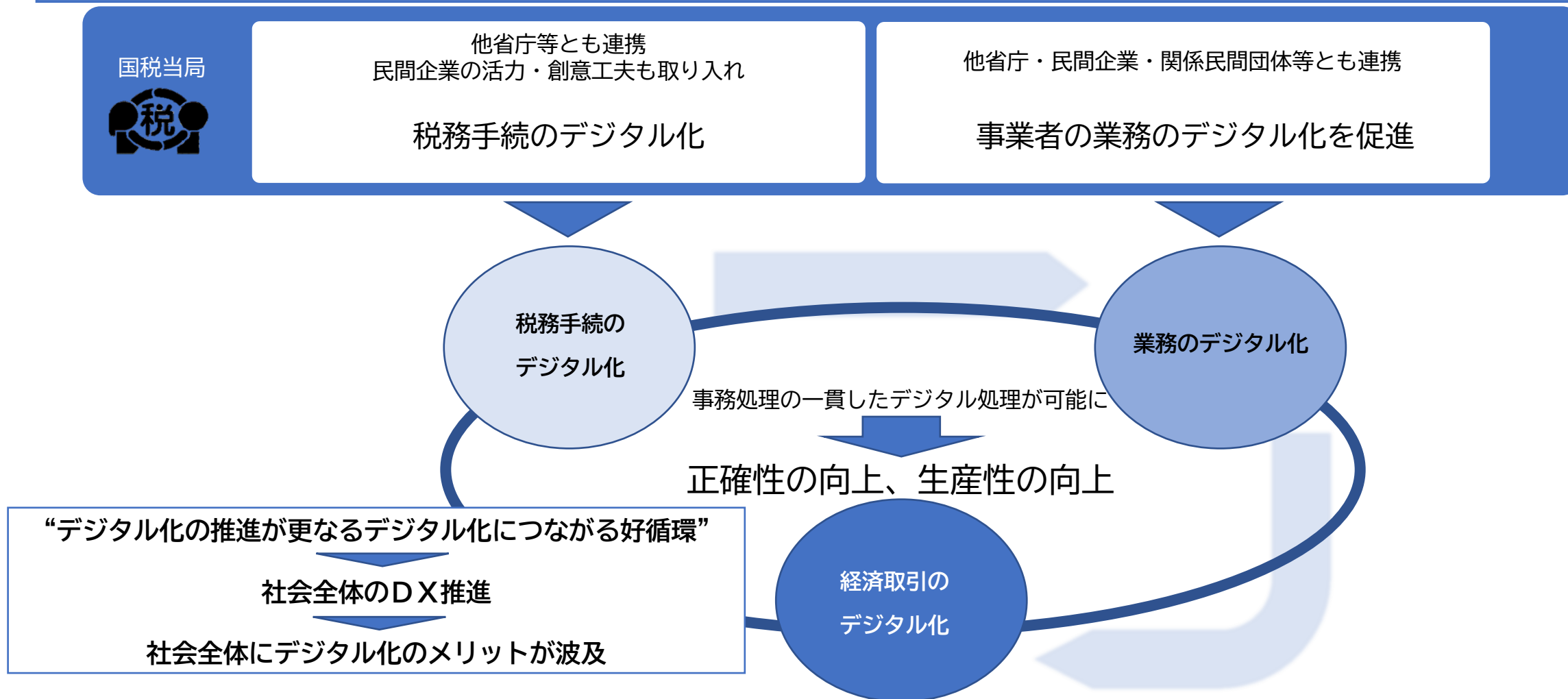
- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組めます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。



国税局・税務署

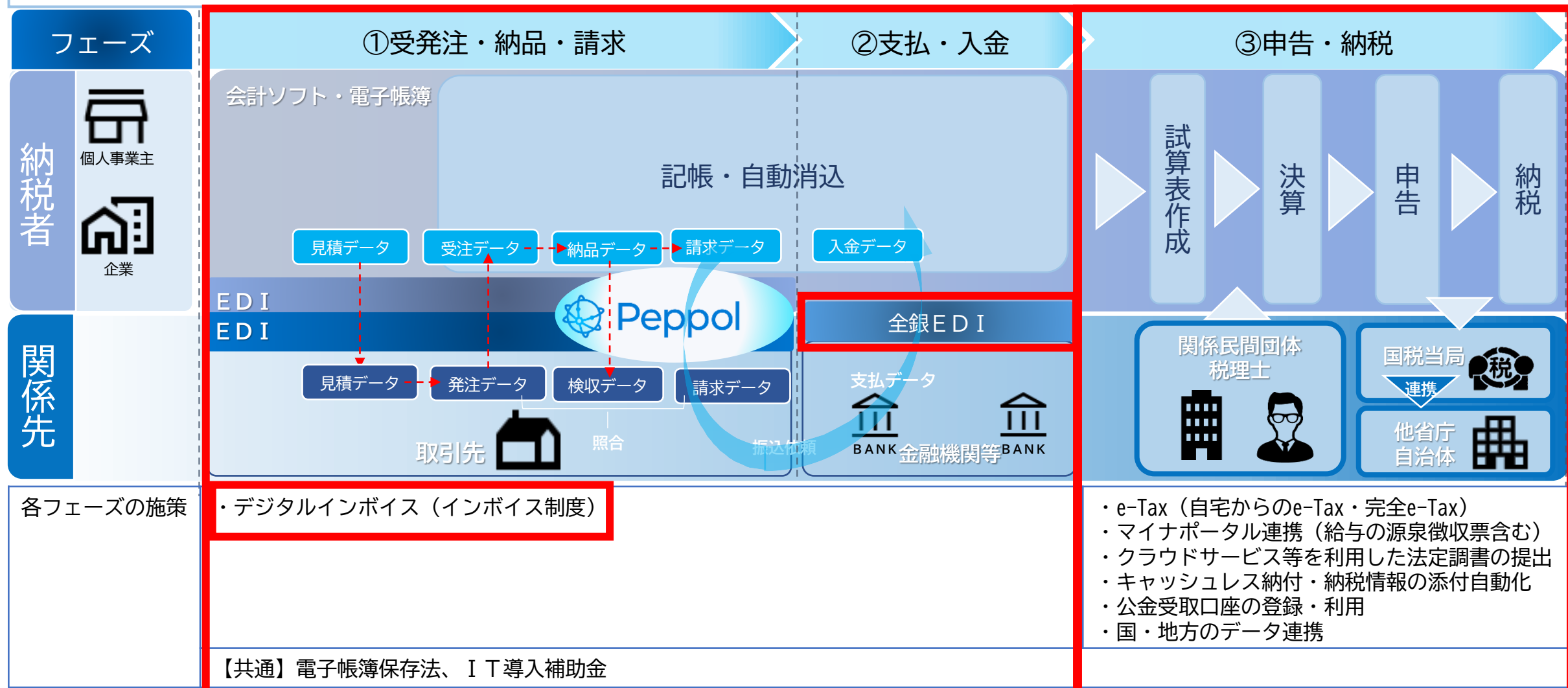
税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



事業者の業務のデジタル化（概念図）

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



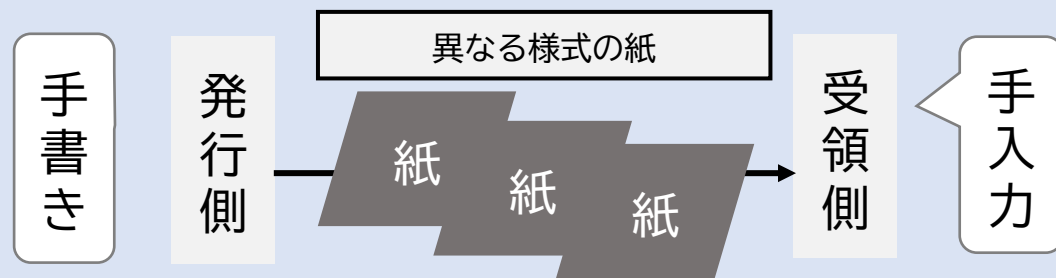
（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー・チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

インボイス

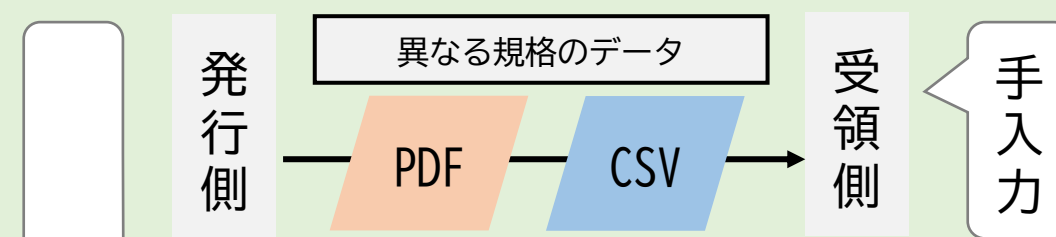
- 売り手が買い手に正確な適用税率や消費税額等を伝える手段
- 従来の「区分記載請求書」に「適格請求書発行事業者の登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が追加された書類等

適格請求書（インボイス）の授受



電子インボイス

- 電磁的方式で授受を行うインボイス



デジタルインボイス

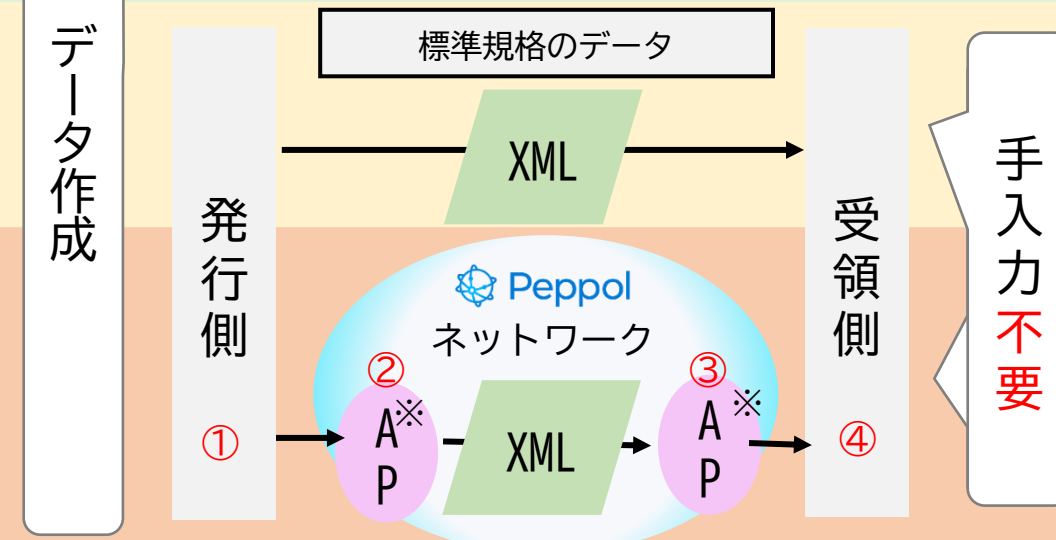
- 標準化され、構造化された電子インボイス

ペポルインボイス



- Peppolネットワークを通して授受を行うデジタルインボイス

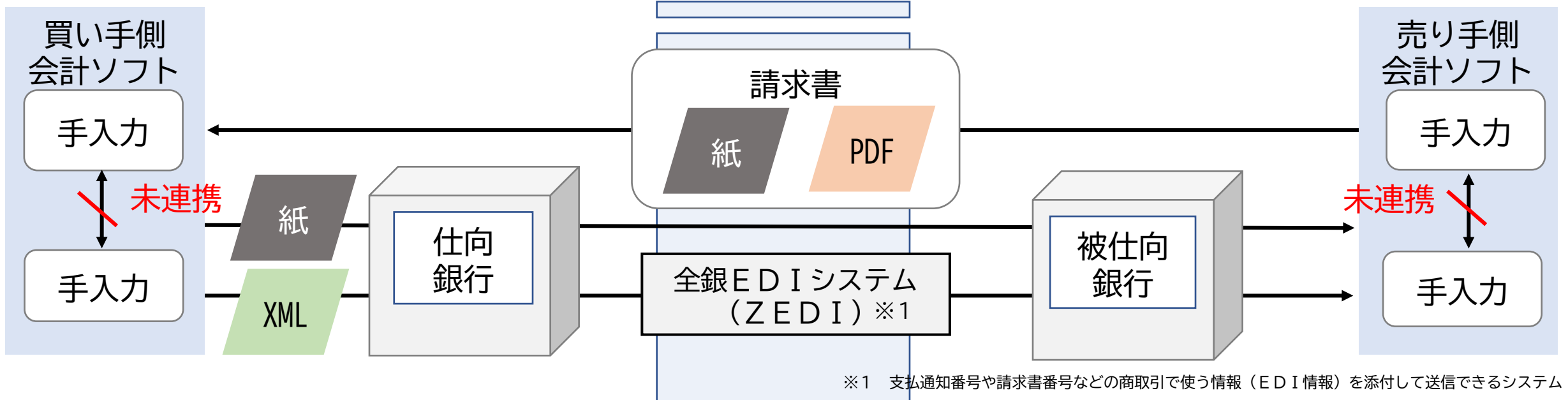
注) 「Peppol」とは、適格請求書（インボイス）などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様



※A P：アクセスポイント… Peppolネットワークへの接続を担う事業者又はその機能送信・受信企業とPeppolネットワークの間に入り、請求書データのやり取りを行う

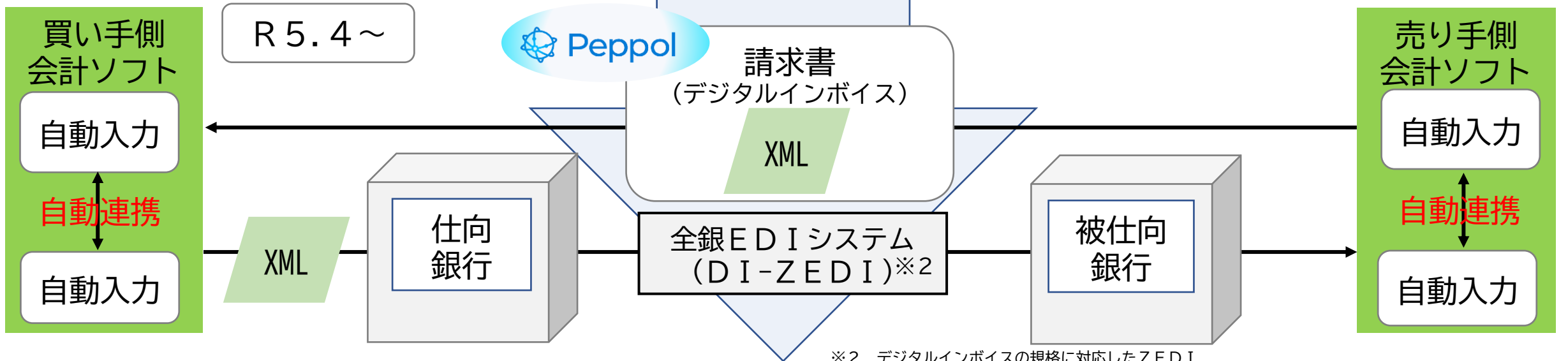
As Is

従来のZEDIはフォーマットが統一されていないことなどの理由で、普及が進まず。



To Be

ZEDIのフォーマットが「デジタルインボイス」の規格で統一（DI-ZEDI）されるため、普及が期待される。



「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて (自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxの利用について)

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、自動計算で所得税及び消費税申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成ができ、作成した申告書等をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆ さらに、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただくと、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- ◆ なお、マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。令和6年分確定申告（令和7年1月以降）をスムーズに行うためにも、お早めの準備をお願いします。

1 約7割の方がe-Taxを利用

以下のメリットから多くの方にe-Taxをご利用いただいています。

e-Taxのメリット

- ✓ **自宅から申告可能**
- ✓ **24時間利用可能**
※ メンテナンス時間を除きます
- ✓ **申告書がデータで確認可能**
- ✓ **添付書類提出不要**
※ 一部の書類は除きます
- ✓ **早期還付**(3週間程度で還付)



2 マイナポータル連携で更に便利に

- ✓ マイナポータル連携により、給与等の収入に関する情報や医療費、ふるさと納税などの控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に自動入力することができて大変便利です。

- ✓ 利用者も年々増加しており、令和5年分の確定申告では190万人がマイナポータル連携を利用しました。

《マイナポータル連携の利用者数の推移》



3 スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。

利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用可能に！



※ ご利用には、スマホでマイナポータルアプリからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

※ Androidが対象です。
iOSについては、翌年分に向け順次対応予定です。

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 国税庁では、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、自動入力の対象拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和6年2月から、給与情報について自動入力を実現しました。事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となります。
- ◆ 事業主の皆様におかれましては、従業員の方が給与情報の自動入力を利用できるよう、e-Taxでの「給与所得の源泉徴収票」の提出等にご協力をお願いします。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

所得税を自動で計算しますか？

はい（自動で計算）

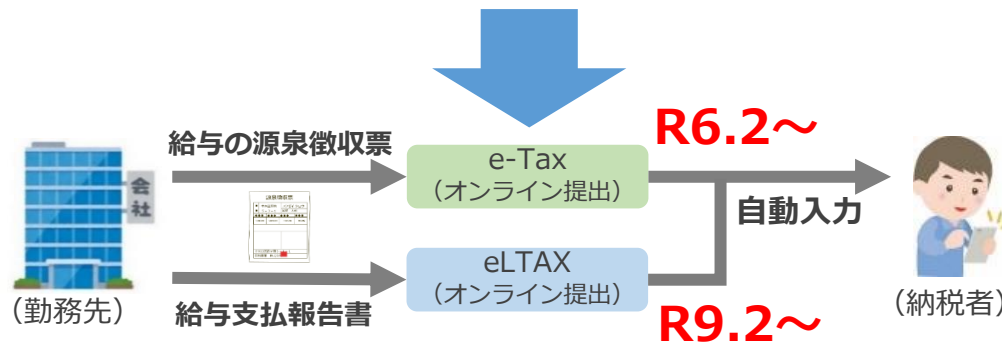
自分で入力

データを自動反映

還付金は3,000円です。
（あなたの所得）
給与 2,400,000円
年金 600,000円
（所得控除）
生命保険料 120,000円
（振込先）
☒ 登録済口座 ☐ その他
上記内容を確認の上、申告

- ③ 内容を確認の上、申告

2 給与情報の自動入力の実現



（※）令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

3 事業主の皆様へ

事業主の皆様が、**給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！**

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。

事業主の皆様へのお願い

Point ①

事業主の皆様からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合があります。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信可」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。**

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**



（国税庁HP）
[「給与所得の確定申告がさらに簡単に！」](#)

キャッシュレス納付の推進

- ◆ 国税庁では、令和8年度までにキャッシュレス納付割合5割を目指してキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。
- ◆ 納付にあたりましては、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②インターネットバンキング等による電子納税、③振替納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付といった多様なものからご自身にあった手段をご利用いただけます。
- ◆ 金融機関におかれましては、御行の窓口事務の負担軽減などにつながりますので、特に納付回数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の利用勧奨をお願いします。例えば、御行のインターネットバンキングとあわせた勧奨を是非お願いします。
- ◆ 地方公共団体におかれましては、地方税のeLTAXの利用勧奨とあわせて、特に個人住民税（特別徴収分）の納付の際には、国税の源泉所得税のダイレクト納付もあわせてご案内いただくなど、国税と地方税の一体的な勧奨をお願いします。
- ◆ 関係団体の方々におかれましては、引き続き未だキャッシュレス納付を利用されていない会員の皆様に対する利用勧奨をお願いします。

1 国税の納付の現状

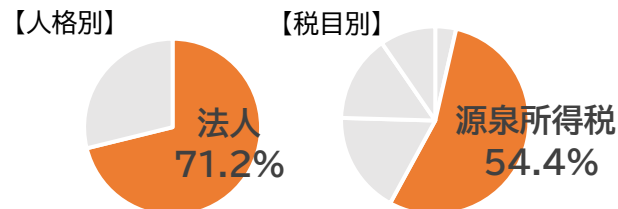
- ・ 国税の納付件数（手段別内訳：令和5年度）

コンビニ納付（5.1%） 税務署窓口（1.9%）

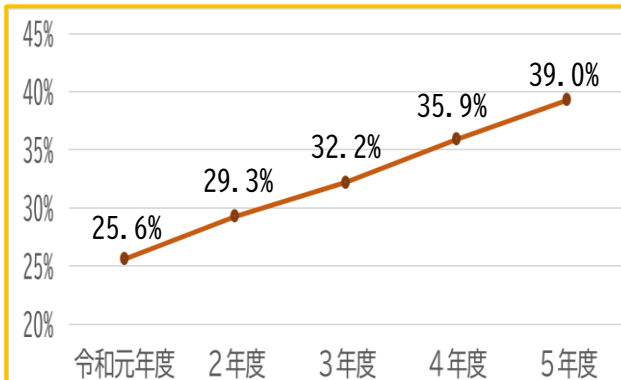
金融機関窓口
2,670万件（54.0%）

キャッシュレス納付
1,930万件（39.0%）

非キャッシュレス納付件数は、
「法人」の「源泉所得税」が大宗を占める



（参考）国税のキャッシュレス納付割合の推移



2 国税庁の取組

ダイレクト納付が更に便利になりました！

- ・ 令和6年4月から、自動ダイレクトが始まりました。
- ・ 自動ダイレクトとは、e-Taxの申告等データを送信する画面において「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、別途納付指図を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できるようになる機能です。
- ※ e-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

キャッシュレス納付に関する情報紹介（国税庁ホームページ）

便利なダイレクト納付手続
の紹介
～源泉所得税もe-Taxで～
【令和6年5月配信動画】



国税の
キャッシュレス納付
手段の紹介



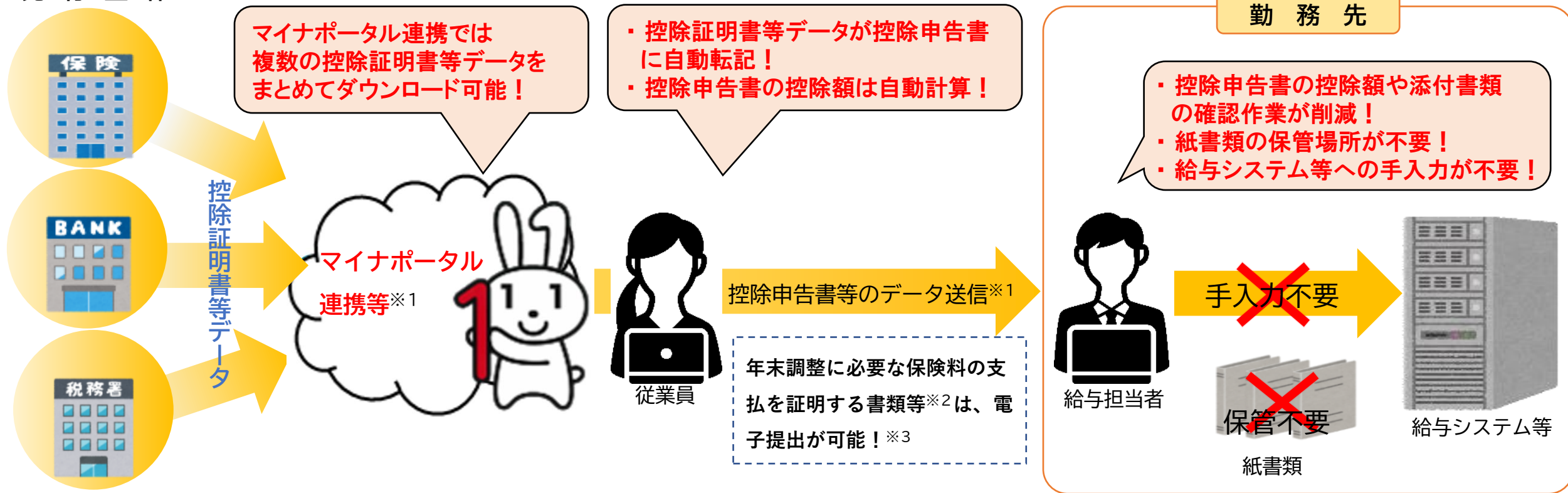
（参考）納税証明書のオンライン請求・取得

- ・ 納税証明書については、パソコンやスマートフォン等から、オンラインで請求し、データ（電子納税証明書）で取得することができます。
- ・ 電子納税証明書（PDFファイル）は期限内であれば何度でも印刷・使用が可能です。

年末調整手続の簡便化の推進

- ◆ 企業・従業員双方の事務コストを軽減するために、年末調整手続のデジタル化を推進しています。
- ◆ デジタル化により、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、勤務先は各控除額の確認やシステム入力が必要になります。
- ◆ また、従業員の方は、控除証明書等データをマイナポータルから一括でダウンロードすることも可能です。

控除証明書等 発行主体



※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要

※2 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書

※3 控除証明書等を発行する保険会社・機関等が電子発行に対応していることが前提

税務行政のD X関連施策のご紹介

ご視聴ありがとうございました。



令和7年11月
仙台湾税局